

令和6年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託

2 事業目的

全国有数の生産量を誇る茨城県産鶏卵について、量販店等でのフェア開催やイベント等に出店しPRすることで、県産鶏卵全体の知名度向上及び販売促進を図る。

3 業務実施期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 業務委託の内容

量販店等での消費拡大キャンペーンの実施、イベントへの出店

(1) 概要

県産鶏卵を対象に量販店（(例) カスミ、イオン）等での消費拡大キャンペーンの実施や、イベント、マルシェ等へ出店することで、消費者に対し県産鶏卵の販売促進及びPRを実施する。あわせて、知名度向上等への効果を検証するため、消費者に対するアンケート調査を行う。

- ・実施回数：消費拡大キャンペーンの実施：2回以上
イベント、マルシェ等への出店：2回以上
消費者へのアンケート調査：1回以上

(2) 留意事項

- ・効果的なイベントとするため、販売促進に必要な資材等の作成、手配をすること。
- ・イベント、マルシェ等への出店については、茨城県養鶏協会と連携して進めること。
- ・消費拡大キャンペーンについては、県の既存のPRコンテンツ（県の既存のコンテンツに掲載する動画の制作やいばらき大使等の活用等）とのコラボレーションを含む提案も可能とするが、契約締結時において、その実施を確約するものではない。なお、それらの実施にかかる費用は委託費の中から支出すること。

5 実施計画書

受託者は、契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を実施すること。

6 成果品

委託業務完了時には、以下を提出すること。

(1) 実績報告書

- ・A4で作成し提出すること。様式は任意とする。
- ・本業務で実施したイベント等の開催状況の写真や売上金額、アンケート結果とその分析等を添付すること。
- ・本業務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。
- ・本業務において購入した物品等について購入を証する書類（領収書、納品書等）の写しを添付すること。

(2) 配信データ、PR資材等の完成デザインデータ

(3) 上記のデータ（提出方法については県が別途指定する。）

7 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内等に疑義が生じたときには、その都度県と協議の上、その指示に従い作業を進めること。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (2) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。
- (3) 成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て本県に帰属するものとし、本県が自由に加工、複製、ホームページへの掲載等を行い、公表できるものとする。
- (4) 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて変更することができる。